

令和 2 年度名古屋市教育委員会第44号議案

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照・参照条文

別紙のとおり

(案)

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の
確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則（令和 2 年名古屋市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

本則第 1 項中「第 3 第 1 号」を「第 2 章第 1 節第 1 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(参考 1)

新 旧 対 照

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則（抜すい）

改 正 案	現 行
1 教育委員会は、教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号。以下「条例」という。）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号） <u>第2章第1節第1号</u> に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第9条に定める日（代日休暇が与えられた日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）をいう。以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次に掲げる時間の範囲内とする	1 教育委員会は、教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号。以下「条例」という。）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員の在校等時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号） <u>第3第1号</u> に規定する在校等時間をいう。）から所定の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第9条に定める日（代日休暇が与えられた日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）をいう。以下同じ。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を次に掲げる時間の範囲内とする

ため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。 (1)～(2) (略) 2～3 (略)	ため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。 (1)～(2) (略) 2～3 (略)
---	---

(参考 2)

参 照 条 文

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する
教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する
指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）抜すい

改 正 後	改 正 前
<u>第 2 章 服務監督教育委員会が講ずべき 措置等</u> <u>第 1 節</u> （略） （1）～（3） （略）	<u>第 3</u> （略） （1）～（3） （略）